

自動車保管場所届出書記載例

- 消すことのできるボールペンや鉛筆等を使用しないでください。
- 届出区分（新規・変更）及び自動車の区分（登録・軽）について、該当する内容に○をしてください。
 新規：軽自動車の新規購入など、初めて届出をする場合
 変更：引越しなどで軽自動車の保管場所を変更した場合、登録自動車の保管場所のみを変更した場合
- 下記は一般的な記載例ですので、不明な点は書類を提出する警察署等にお問い合わせください。

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	実際に居住する場所です。法人の場合は実際に営業等を行う事務所の所在地です。			
自動車の保管場所の位置	車を保管する場所の住所です。アパート名や部屋番号の記載は不要です。 (変更前)			
上記の事項について届出をします。				
書類提出日です。→ 令和 ● 年 ● 月 ● 日				
警察署長 殿		千 ()		
住所		(フリガナを記載)		
氏 名		電話		

自動車検査証・完成検査終了証・譲渡証明書等の内容を正確に記入してください
 自動車の大きさは、「センチメートル単位」なので注意してください。

届出者の住所と異なる場合は、使用の本拠の位置の実態を疎明する書面（公共料金の領収書等）を確認することがあります。

保管場所変更の届出の場合は、ここに変更前の保管場所の住所を記入してください。

- ◇ 個人の場合
住民票又は印鑑登録証明書の住所を記入してください。
- ◇ 法人の場合
登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記入し、代表者名を併記してください。
- ◇ 個人・法人ともに押印は不要です。

保管場所が自己の土地なら
 「自己単独所有」に○
 他人の土地なら
 「その他」に○

届出内容について問い合わせ可能な方の
 氏名・電話番号を記入してください。

令和7年4月1日に保管場所標章が廃止されたことに伴い、保管場所標章交付手数料（500円）が不要となりました。

注 意

引越し等により保管場所の位置を変更した場合、変更した日から15日以内に保管場所の位置を管轄する警察署に届出しなければなりません。

自己単独所有・その他	自動車登録番号	車両のナンバーを記入	連絡先
------------	---------	------------	-----

届出者の代理で届出した際に、書類内容を訂正する場合には、届出者の委任状の有無を確認する場合があります。